

# 片品村子ども・子育て 支援事業計画

— 次世代育成支援対策推進計画 —



平成27年度～平成31年度

(平成26年度策定)

片品村

片品村子ども・子育て支援事業計画 (平成27～31年度)

(片品村次世代育成支援対策推進行動計画)

## 第1章 片品村子ども・子育て計画とは

- 第1節 計画策定の趣旨
- 第2節 計画策定の視点と目標
- 第3節 計画の策定体制
- 第4節 計画の期間

## 第2章 片品村の現状

- 第1節 片品村の概況
- 第2節 保育サービスの状況
- 第3節 学校教育の状況
- 第4節 今後予想される児童数及び保育必要量

## 第3章 計画の体系

「ふるさとを愛する子どもの育成 ～自分、家族、地域を大切に～」

## 第4章 行動計画

- 第1節 「子供」子どもが心も身体もすこやかに育つために
- 第2節 「家族」恵まれた自然の中でゆとりある子育てができるように
- 第3節 「地域社会」安心して子どもを産み育てられる村になるために
- 第4節 「子ども・子育て支援施策」について

## 第5章 計画の推進と見直し

## 第1章 片品村子ども・子育て支援事業計画とは

### 第1節 計画策定の趣旨

わが国は、平成25年の高齢者人口の割合が25.0%に達し、一方15歳未満の子どもの数は12.9%と最低を更新しました。また、合計特殊出生率（一人の女性が一生に生む子どもの平均人数）も、平成25年には1.43となって、少子・高齢社会に移行しております。

少子・高齢社会は、人口構成のバランスをくずし、現在および将来の健全で活力ある社会を維持していく上で、さまざまな支障をもたらすとともに、健全な子ども的人格形成にも影響を及ぼすことが予想されています。

また、核家族化の進行、共働き家庭の増加などにより、家庭や地域の養育機能が変化している中で、子育てに伴う負担が増大するとともに、子育てと就労をはじめとする社会参加との両立が困難になっています。

片品村では平成26年の高齢者人口の割合が32.3%を示し、15歳未満の年少人口の割合は9.6%と最低数値の更新が続き、今後も依然減少傾向にあるため、将来の活力低下が懸念されています。また、子ども同士のふれあいや親同士の交流の機会の減少などにより、自主性や社会性が育ちにくいといった影響も懸念されています。

国では、このような少子化の流れを変えるため平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を制定し、地方自治体は、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画「子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。

本村では、子どもと子育て家庭を取り巻く環境のさまざまな変化に対応して、子どもの成長と子育てを地域全体で支援し、子どもが尊重され、子育てが大切にされる社会を計画的に構築するための指針として次世代育成支援対策推進行動計画を、平成17年度から21年度までの5年間を前期、平成22年度から26年度までを後期行動計画とし策定してまいりました。上記行動計画の今後の課題を把握・整理し、平成27年度からの「片品村子ども・子育て支援事業計画」に反映していきます。

### 第2節 計画策定の視点と基本理念

国は、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するため、平成24年8月、子ども・子育て支援法を制定し、子ども・子育て支援事業計画の策定を義務付けています。

国は基本理念として下記3項目をあげています。

本村においても、この「基本理念」を十分に踏まえながら計画を策定します。

#### 【基本理念】

1. 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
2. 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
3. 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(子ども・子育て支援法第二条)

### 第3節 計画の策定体制

計画策定にあたり、子ども・子育て支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、保健福祉課、保育所、教育委員会、保護者、その他有識者をメンバーとした「子ども・子育て会議」を設置し子育てに関する意識や行政ニーズを把握し、横の連携を図り策定しました。

基礎資料として小学校三年生以下の子どもの親に対し、アンケート調査を実施しました。

### 第4節 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度(2015年)を初年度、平成31年度(2019年)を目標年次とする5ヶ年計画とします。

## 第2章 片品村の現状

### 第1節 片品村の概況

#### 1. 片品村の特性

片品村は群馬県の東北端に位置し、北は新潟・福島、東は栃木の各県に接しています。四季を通じて自然を満喫できる観光村です。高山植物と湿原で全国に名高い尾瀬をはじめ、武尊山(ホウシ)、白根山、燧ヶ岳、至仏山などの2,000m級の山々に囲まれた山地で、村の北東部は日光国立公園に含まれます。

周囲の山々の四季を彩る山岳景観や、丸沼・菅沼の神秘的な湖を有する素晴らしい自然環境に加え、スキー場も6カ所あり、年間を通じて訪れる観光客は絶えません。

鎌倉時代は大友氏、室町時代は沼田氏の支配下にありましたが、天正年間(1573～1595)には真田氏に、天和年間(1681～1683)には代官支配の所領地となりました。そして文化9年(1812)には旗本の領地となり、明治に至っています。江戸後期までであった14村のうち、東田代村が廃村となり、明治22年の市町村制施行により旧村名をすべて字名として片品村が誕生しました。昭和25年に鎌田が東小川から独立し、現在の大字となっています。

片品村のこの美しい自然は村の誇りであり、村を訪れる人にもさわやかな感動とやすらぎをもたらしています。村では「遙かなる花の谷 微笑みの住む郷に」を基本テーマに、村の自然と花々を守り育てています。

このような素晴らしい自然環境の中で、元気に生まれ育つ子どもたちのために、片品村の特徴を十分に生かした行動計画を策定いたします。



#### 2. 片品村の少子化等の状況

##### (1) 年少人口(0～14歳)と高齢者人口(65歳以上)の割合の推移

年少人口(0～14歳)と高齢者人口(65歳以上)の推移をみると、年少人口は徐々に減少し、平成12年から平成22年の10年間に5%減少しています。一方、高齢者人口は5.5%の増加を示しています。また、近年の人口と年少人口の推移では、平成12年10月1日の国勢調査から平成22年10月1日までの10年間に1,025人の減少が認められ、年少人口も1,014人から591人へ423人の減少となっています。

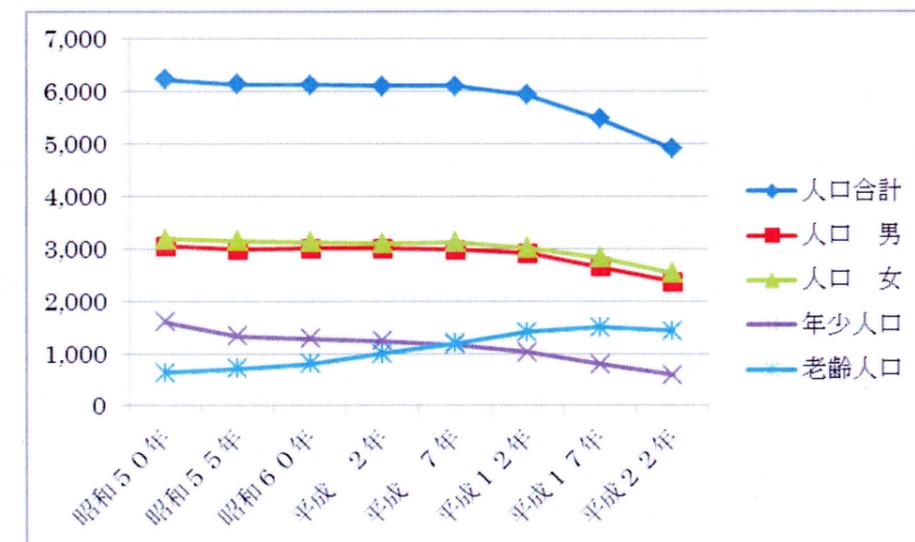
片品村の人口割合の推移

(単位：戸、人、%)

年次	世帯数	総人口			年少人口		高齢者人口	
		計	男	女	人口	年少人口の割合	人口	老年人口の割合
昭和50年	1,583	6,228	3,045	3,183	1,597	25.6	628	10.1
昭和55年	1,611	6,134	2,985	3,149	1,328	21.6	711	11.6
昭和60年	1,665	6,132	3,006	3,126	1,278	20.8	802	13.1
平成2年	1,695	6,109	3,005	3,104	1,237	20.2	1,002	16.4
平成7年	1,726	6,106	2,983	3,123	1,170	19.2	1,194	19.6
平成12年	1,751	5,929	2,910	3,019	1,014	17.1	1,405	23.7
平成17年	1,716	5,478	2,644	2,834	789	14.4	1,502	27.4
平成22年	1,677	4,904	2,366	2,538	591	12.1	1,431	29.2

資料：国勢調査調査「各年10月1日現在」

(人口割合推移)



(2) 片品村の人口・出生・死亡・婚姻・離婚等の状況

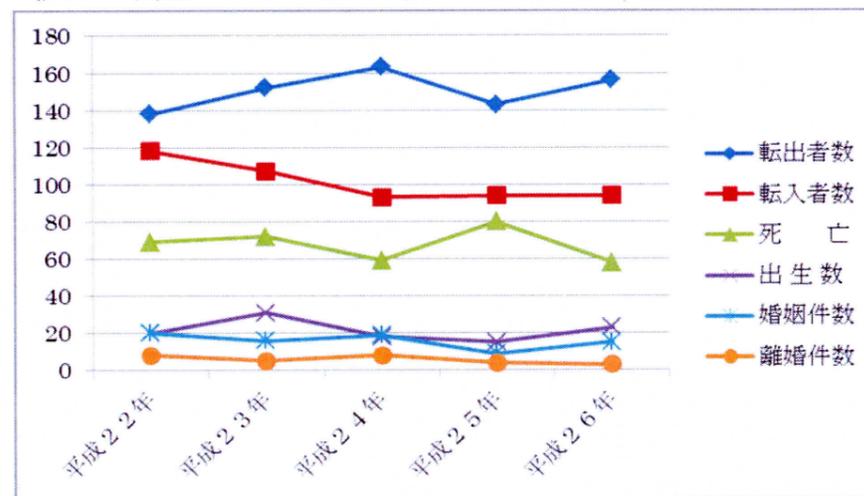
片品村の出生数は多少減っているが、年間20人前後で推移しています。

(単位：人、%、件)

区 分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
人 口	5,268	5,174	5,076	4,979	4,849
出 生 数	20	31	18	15	23
出 生 率	3.8	6.0	3.5	3.0	4.7
死 亡	69	72	59	80	58
転入者数	118	107	93	94	94
転出者数	138	152	163	143	156
婚姻件数	20	16	19	9	15
離婚件数	8	5	8	4	3

資料：住民課・群馬県移動人口調査「各年10月1日現在」

(人口・出生・死亡・婚姻・離婚等推移)



(3) 家族類型別一般世帯の構成状況

世帯数は平成2年から平成12年の10年間は増加してきていたが、平成17年までの5年間は35世帯の減少傾向となっています。一世帯あたり人数は減少傾向を示していますが、平成17年には3.19であり、国の一世帯あたり人数2.58、県の2.79と比較しても若干であるが高い状況となっています。

(単位：世帯、%、人)

区 分	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
総 数	1,726	100.0	1,751	100	1,716	100	1,676	100
5人世帯	215	12.5	211	12.1	154	8.9	123	7.3
4人世帯	292	16.9	270	15.4	258	15.0	234	14.0
3人世帯	293	17.0	303	17.3	290	16.9	300	17.9
2人世帯	387	22.4	417	23.8	466	27.2	494	29.5
単身世帯	246	14.3	290	16.6	324	18.9	367	21.9
そ の 他	293	17.0	260	14.8	224	13.1	158	9.4
片品村 一世帯あたり人数	3.54		3.39		3.19		2.89	
群 馬 県 一世帯あたり人数	3.08		2.88		2.79		2.61	
全 国 一世帯あたり人数	2.82		2.67		2.58		2.42	

資料：国勢調査「各年10月1日現在」

(一世帯あたりの人数)

